

「JPAo009 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年1月25日～令和5年2月23日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報*	食品安全委員会の回答
<p>従来の添加物と比較して云々ではなく、そもそも遺伝子組換え品のリスクはほとんど明らかにされていない現状で、どんどん使用を認めること自体、国民の健康をないがしろにしていると云々を言わざるを得ません。</p> <p>参照資料26のうち9が社内文書というのも、相変わらず公平性に欠く。申請者が自分で提出した資料を評価に反映させることは常識的におかしいでしょう。</p>	<p>この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行ったものです。</p> <p>本添加物については、組換えDNA技術の応用に起因する新たな有害成分が含まれていないことを確認することが重要であり、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき、挿入遺伝子の安全性が確認されていること、具体的には、挿入遺伝子の供与体、挿入される塩基配列が明らかであること、目的外の遺伝子の挿入がないこと等について確認を行いました。</p> <p>さらに、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性やアレルギー誘発性について確認されていること、その他に、製造原料又は製造器材について食品用酵素の製造に安全に使用されてきた経験がある等を確認しました。</p>

	<p>これらの結果、本添加物は非組換えグルコースオキシダーゼと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>また、食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>遺伝子組換え食品等の使用等についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
<p>グルコースオキシダーゼは、ペニシリンの事だとWikipediaに、ありました。</p> <p>ペニシリンは抗生物質です。食品を作って販売する側から見れば有用なのですけれども、消費者からすると、有害です。なぜなら、抗生物質は、体内の腸内細菌群を殺菌してしまうから、です。</p> <p>以上の理由から、グルコースオキシダーゼを意図的に食品添加物として混入する事は、JPAo009株のものであれ、そうでなくても、混入（もしくは使用）するべきではない、と考えます。</p> <p>《意見》 使用を不許可にしては、どうか。</p>	<p>グルコースオキシダーゼは、抗生物質であるペニシリンと同じくアオカビ (<i>Penicillium notatum</i>) の培地から抽出されたことがあり、当初は名称に「ペニシリン」を含んでいました。</p> <p>しかし、抗生物質であるペニシリンの構造が明らかになった現在では、酵素タンパク質であるグルコースオキシダーゼとは全く異なる物質であることが判明しています。</p> <p>ご指摘のウェブページが参照している海外の論文においても、ペニシリンとグルコースオキシダーゼが別の物質であり、名称の混同を避けるため、「ペニシリン」を含まない名称に変えられた、との経緯が報告されています。</p>

<p>《理由》 グルコースオキシダーゼはペニシリンの事であり、体内の腸内フローラを破壊することがわかっているためどの遺伝子組換え株を利用しても、その性質が根本的に変わる事が無い事が、わかっているため、です。</p> <p>よろしく、お願いします。</p>	
---	--

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。